

香川県条例第14号

香川県企業誘致条例の一部を改正する条例

香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）<u>第2条第4項</u>に規定する情報処理サービス業若しくはソフトウェア業又はこれらに類する事業の用に供する施設をいう。</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）<u>第2条第3項</u>に規定する情報処理サービス業若しくはソフトウェア業又はこれらに類する事業の用に供する施設をいう。</p> <p>(4)～(7) 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。